令和５年度　利用者負担額基準額表

* ３号認定　（満３歳未満で保育を必要とする場合）

１　子どもの年齢の基準は、４月１日現在の満年齢で決定します。

２　保育所等を利用する子どもが複数いる場合、最年長の子どもを第１子として、第２子は半額、第３子以降は無料となります。なお、年収360万円未満相当世帯については、第１子の年齢は問いません。市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯は、１８歳までの子どものうち、最年長の子どもを第１子として、第３子以降は無料となります。（18歳までとは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）

３　子どもの属する世帯が次に掲げる世帯で、申し出があり、第２階層、第３階層及び第４階層の年収360万円未満相当世帯の場合は、利用者負担額の軽減措置があります。第４階層以上の場合は、次に掲げる世帯であっても、軽減措置はありません。

|  |
| --- |
| 1. 「母子世帯等」・・・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。 2. 「在宅障がい児（者）のいる世帯」・・・ 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。 3. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。 4. 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者 5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。 6. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。 7. 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 定義 | | | | 階層区分 | 利用者負担額（月額）※②は第２子 | | | |
| 保育標準時間 | | 保育短時間 | |
| 生活保護世帯 | | | | 第１階層 | H1 | 0円 | T1 | 0円 |
| 市町村民税非課税世帯  （生活保護世帯を除く） | | | | 第２階層 | H2 | 0円 | T2 | 0円 |
| 市町村民税所得割課税額が次に該当する世帯 | 48,600円未満 | | 一般世帯 | 第３階層 | H3 | 12,100円  ② 　6,050円 | T3 | 12,000円  ② 　6,000円 |
| ひとり親世帯等 | 第３階層 | H3 | 5,550円  ② 　　　0円 | T3 | 5,500円  ② 　　　0円 |
| 一般世帯 | 48,600円以上  57,700円未満  （年収360万円未満相当） | | 第４階層 | H4 | 23,800円  ②　11,900円 | H4 | 23,500円  ②　11,750円 |
| 57,700円以上  97,000円未満 | | 第４階層 | H4 | 23,800円  ②　11,900円 | T4 | 23,500円  ②　11,750円 |
| ひとり親世帯等 | 48,600円以上  77,101円未満  ＊年収360万円未満相当 | | 第４階層 | H4 | 9,000円  ②　　 　0円 | T4 | 8,800円  ②　　 　0円 |
| 77,101円以上  97,000円未満 | | 第４階層 | H4 | 23,800円  ②　11,900円 | T4 | 23,500円  ②　11,750円 |
| 97,000円以上169,000円未満 | | | 第５階層 | H5 | 39,500円  ②　19,750円 | T5 | 39,000円  ②　19,500円 |
| 169,000円以上301,000円未満 | | | 第６階層 | H6 | 44,600円  ②　22,300円 | T6 | 44,000円  ②　22,000円 |
| 301,000円以上397,000円未満 | | | 第７階層 | H7 | 44,600円  ②　22,300円 | T7 | 44,000円  ②　22,000円 |
| 397,000円以上 | | | 第８階層 | H8 | 45,700円  ②　22,850円 | T8 | 45,000円  ②　22,500円 |

副食費徴収対象者一覧表

* １号認定　（満３歳以上で教育を必要とする場合）

１　子どもの年齢の基準は、４月１日現在の満年齢で決定します。

２　第４～５階層（年収360万円以上相当）の世帯で、小学校３年生までの範囲において、同一世帯に複数の子どもがいる場合、年長の子どもから順に数えて、第３子以降の場合は副食費が免除されます。第１～３階層（年収360万円未満相当）の世帯は、第１子の年齢制限はなく、第１子から副食費が免除されます。市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯は、１８歳までの子どものうち、最年長の子どもを第１子として、第３子以降の場合は副食費が免除されます。（18歳までとは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 定義 | | 階層区分 | 第１子 | 第２子 | 第３子以降 |
| 生活保護世帯 | | 第１階層 | ― | ― | ― |
| 市町村民税非課税世帯（生活保護世帯を除く） | | 第２階層 | ― | ― | ― |
| 市町村民税所得割課税額が次に該当する世帯 | 77,101円未満  ＊年収360万円未満相当 | 第３階層 | ― | ― | ― |
| 77,101円以上211,201円未満 | 第４階層 | 有 | 有 | ― |
| 211,201円以上 | 第５階層 | 有 | 有 | ― |

* ２号認定　（満３歳以上で保育を必要とする場合）

１　子どもの年齢の基準は、４月１日現在の満年齢で決定します。

２　第４～５階層（年収360万円以上相当）の世帯で、保育所等を利用する子どもが複数いる場合、年長の子どもから順に数えて、第３子以降の場合は副食費が免除されます。第１～３階層（年収360万円未満相当）の世帯は、第１子の年齢制限はなく、第１子から副食費が免除されます。市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯は、１８歳までの子どものうち、最年長の子どもを第１子として、第３子以降の場合は副食費が免除されます。（18歳までとは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 定義 | | | 階層区分 | 第１子 | 第２子 | 第３子以降 |
| 生活保護世帯 | | | 第１階層 | ― | ― | ― |
| 市町村民税非課税世帯（生活保護世帯を除く） | | | 第２階層 | ― | ― | ― |
| 市町村民税所得割課税額が次に該当する世帯 | 48,600円未満 | | 第３階層 | ― | ― | ― |
| 一般世帯 | 48,600円以上57,700円未満  ＊年収360万円未満相当 | 第４階層 | ― | ― | ― |
| 57,700円以上97,000円未満 | 第４階層 | 有 | 有 | ― |
| ひとり親世帯等 | 48,600円以上77,101円未満  ＊年収360万円未満相当 | 第４階層 | ― | ― | ― |
| 77,101円以上97,000円未満 | 第４階層 | 有 | 有 | ― |
| 97,000円以上169,000円未満 | | 第５階層 | 有 | 有 | ― |
| 169,000円以上301,000円未満 | | 第６階層 | 有 | 有 | ― |
| 301,000円以上397,000円未満 | | 第７階層 | 有 | 有 | ― |
| 397,000円以上 | | 第８階層 | 有 | 有 | ― |